

日本結核 非結核性抗酸菌症学会東海支部規約

第1条(名称) 本会は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会東海支部と称する。

第2条(目的) 本会は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の目的に基づき、結核病学研究の進歩発展を期し、併せて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(所在地) 本会は事務局を支部長のもとにおく。

第4条(会員) 本会は、東海地方に在任する、日本結核 非結核性抗酸菌症学会会員および地方学会にのみ参加する地方学会会員を以て組織される。

第5条(運営) 本会は毎年 2 回総会および学術集会を開催するのを原則とする。他の学会と合同して行うことができる。

第6条(会計) 本会の運営は本部からの交付金および寄付金による。会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。予算および決算は代議員会の議決を経た上で、会員に報告される。

附則

この会の役員は 日本結核 非結核性抗酸菌症学会 理事・支部長選挙により選出する。

2.規約は平成 19 年 6 月 24 日より実施する。

3.本規約は平成 26 年 3 月 1 日をもって改定する。

4.本規約は平成 28 年 5 月 23 日をもって改定する。

5.本規約は平成 30 年 3 月 1 日をもって改定する。

6.本規約は 2019 年 6 月 6 日をもって改定する。